

第6章 共に考え行動するまちづくり

第1節 協働の推進

第2節 地域コミュニティ

第3節 プロモーションと広報広聴

第4節 人権・男女共同参画・多文化共生

第5節 行政運営

第6節 財政運営

策定の背景
第1編

基本構想
第2編

後期基本計画
重点プログラム
第3編

後期基本計画
分野別計画
第3編

美しくやすらぎの
あるまちづくり
第1章

誰もが安心して暮ら
せるまちづくり
第2章

みんなで学び合っ
たまちづくり
第3章

快適に暮らすことが
できるまちづくり
第4章

新たな活力をおこす
まちづくり
第5章

共に考え行動する
まちづくり
第6章

資料編
第4編

第1節 協働の推進

施策が目指す将来の川辺町

- 町民の自主的な活動への参加が盛んになり、活動団体が増えています。
- 地域の様々な課題を解決していくため、町民自らが地域づくりの担い手となり、行政との協働により取り組んでいます。

現状と課題

- 成熟社会を迎える中で、行財政事情はますます厳しくなることが予想され、多様な町民ニーズに行政のみで対応することは困難になっており、町民と行政が互いの特性を持ち寄り、お互いを尊重しながら同じ目的や目標に向かって協働によってまちづくりを進めることが不可欠になっています。
- 地域の課題に取り組むため、まちづくりの担い手となる町民と行政が一緒になって、さまざまな事例や情報に触れながら学んでいく必要があります。
- これからの行政運営は、協働による施策・事業の推進が不可欠になることから、主体となる町民活動団体の育成と振興を図るため、町民との合意のもとにルールなどを明らかにすることが必要です。
- 町政の運営については、行政も情報を町民に積極的に公開していくなど説明責任を果たし、これに対して行政活動への参画を望む町民が、責任を持ってまちづくりについて考え、意見を出せる機会を提供して、協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
まちづくりの進め方で住民主体・協働で進めるべきという人の割合(%) *住民意識調査	45.6%	45.0%	55.0%
住民の町政への参画機会の充実についての満足度(%) *住民意識調査	44.3%	46.7%	55.0%

主要施策

(1) 町民活動団体の育成

① 町民活動団体の育成

町民の自主的な活動の実態とニーズを把握しながら、まちづくりの担い手となる町民を養成する講座などを開催して、活動団体の育成を図ります。また、団体が集いやすい場の確保や、団体同士の情報交換の拠点づくりに努めます。

②町民団体の活動の支援

町民活動団体が自主的なまちづくり活動を安定して運営できるよう、相談機能の充実や助成金確保などの資金面での支援を行います。

関連施策

(1) 協働のためのルールづくり

①協働のためのルールづくりの検討

地域課題に対応する具体的な取り組みを進めるために、町民と行政との基本的な姿勢や、活動の推進についてのルールやしきみなど、「協働」への理解に努めます。さらに、協働推進の計画や条例などについても検討します。

②パブリックコメントの運用の徹底

行政の各種の計画づくり事業の実施に際しては広く公表して、町民から寄せられた意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行うことで、住民参画の機会が作られることから、パブリックコメントの運用の徹底を図ります。

(2) 町民活動についての情報提供

①町民との情報共有

誰もが自主的な活動に参加しやすくするために、団体の活動情報やボランティアの募集などについて町民への情報提供を充実します。また、町民から活動などについての情報を行政に提供するように促します。

②活動団体への情報提供

NPO法人などの各種機関や事業所が行う自主的活動への支援の情報や、団体活動のスキルアップのため開催される各種の講座・研修情報を、活動団体に提供します。

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮らせるまちづくり	第2章
みんなで学び合うまちづくり	第3章
快適に暮らすことが出来るまちづくり	第4章
新たな活力をおこすまちづくり	第5章
共に考え行動するまちづくり	第6章
資料編	第4編

第2節 地域コミュニティ

施策が目指す将来の川辺町

- 地縁組織が連携して、地域での問題を主体的に解決する力が高まっています。
- 地縁組織と町民活動団体や事業所が連携して、様々な活動に取り組んでいます。

現状と課題

- 本町における自治会加入率は約73.39%（平成31年4月現在）で都市部と比べて高いものの、他市町村からの転入者や住民意識の変化により、自治会加入者が減少しています。
- 自治会の役員や、活動の中心となっている町民の高齢化が進んでおり、役員及び活動の担い手の確保が課題です。（H29、H30 区長アンケートの結果より）
- 自治会などのコミュニティは防災、防犯をはじめとした地域課題を地域で解決することが必要です。また、自治会のみでは対応できない新たな課題に対しては、自主防災組織や子ども会、福寿会などの活動を促すことや、コミュニティにおける地縁組織、町民活動団体、企業との連携を促すことが必要です。
- 自治会活動の拠点となる集会施設の整備は完了したが、土砂災害警戒区域にある集会施設では、防災拠点（避難所）としての位置づけが困難となっており、代替施設などの検討が必要です。
- 町民の価値観の変化や成熟社会化に伴い地域における問題も多様になっています。町民が求める地域づくりを進めるためには、町民が合意形成して地域が主体となり行動すると共に、地域と行政との協働がますます重要な課題となります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
自治会加入率（%） ＊区長配布世帯/住基世帯	78.0%	74.6%	75.0%
自治会や地域活動に積極的に 参加している人の割合（%） ＊住民意識調査	43.2%	43.3%	50.0%

主要施策

（１）地域自治力の強化

①地域自治のあり方の検討

高齢社会をみんなで助け合い、良好な地域を持続することができるようにコミュニティ意識の啓発と地縁組織の連携を強化すると共に、まとまった地域での組織づくりや補助金交付のあり方の見直しなど、新たな地域自治のしくみを検討します。

②自治会の組織力の強化

自治会における事務機能の強化と自立的な組織運営を支援するため、先進事例の情報提供や県の支援事業と連携し支援します。

（2）地域と行政との情報の共有

①まちづくり座談会の開催

自治会と行政との情報の共有と、協働によるまちづくりを進めるために、区長会やまちづくり座談会などの機会を充実します。

関連施策

（1）自治会活動の支援

①自治会への加入の促進

行政の窓口における転入者への啓発、共同住宅の建設・管理者などへの啓発とともに、区長会と連携し、町民の自治会への加入を促します。

②集会施設の充実

自治会活動の拠点である地区集会施設の整備・修繕・改修事業費を支援します。

（2）地縁組織と町民の活動団体との連携

①地縁組織と町民の活動団体との連携

多様な地域課題に対して、地域自らの解決力を高めるために、自治会・地縁組織と町内外の団体や事業所との連携の強化を図ります。

◆関連する計画

●川辺町地域防災計画（避難所）

第3節 プロモーションと広報広聴

施策が目指す将来の川辺町

- 多様なメディアや町民からの情報発信により、川辺町の良いイメージが広く伝わっています。
- 川辺町の良いイメージと共に移住者が増え、定住人口が増えています。
- 町民が町行政に関心を高めており、積極的に意見や要望が行政に届けられています。
- 議会の活動を積極的に発信することで、町民が行政を知る機会が増えています。

現状と課題

- 情報化社会であることを生かして、町民に対する広報広聴はもちろんのこと、町外にも広く川辺町の良さを情報発信すると共に、川辺町としての地域ブランドを創出して、町の活性化を図ることが課題です。
- 川辺町に若者が住み続けるため、川辺町の良いイメージ作りの一環として子育て支援の情報や観光・イベント情報など、川辺町の魅力を広くかつ継続して発信する必要があります。
- 広報活動は、広報誌の発行のほか、ホームページ、SNS、新聞掲載依頼などさまざまな媒体を通じて情報提供を行っています。
- CCNetと連携して、川辺町行政情報番組「キャッチ！かわべ」で毎日日替わりの内容を放送し、町民の関心を高めるようにしています。
- 広報は皆さまの目を引き親しんでもらうことも必要ですが、行政情報の充実を図り、町民の行政への関心を高めることも重要です。
- 広聴活動は、「町長への手紙」や「パブリックコメント」などにより、町行政に対する意見や要望の把握に努めてきました。町民と行政を直接結ぶ手段として、ホームページ、アンケート調査など、多彩な方法を採用することも必要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
町ホームページへのアクセス数(月平均)	9,000	12,265	13,500
ダム湖は川辺町のシンボルになっているという人の割合(%) *住民意識調査	57.8%	50.5%	65.0%
住民の意見の把握(広聴)や広報の満足度(%) *住民意識調査	48.1%	48.6%	55.0%

主要施策

(1) 川辺町のプロモーションの推進

①川辺町の魅力のPR強化

川辺町の魅力を広く発信して知名度の向上を図るため、ホームページやSNSなど様々な手段や各イベントの開催等の機会を利用して、川辺町の魅力についてPRします。

②川辺町のブランドづくりとプロモーションの推進

まちの良好なイメージにつながる素材について掘り起こし、川辺町としての地域ブランドを創出します。また、町内外に対して子育て支援情報や観光・イベント情報など、川辺町の情報発信を強化し、移住・定住先としての魅力、物産販売、交流人口の増加などを図るプロモーションを展開します。

関連施策

(1) 広報活動の充実

①身近で読みやすく、親しみやすい広報誌

広報誌において、行政情報や生活情報、身近な地域の情報の提供の充実を図ると共に、どの世代でも読みやすく、町民の声を反映した親しみやすい広報誌を発行します。また、事業所に対して、広報誌を配布します。

②ホームページやSNSの積極的活用

町ホームページによる広報活動の充実を図ると共に、フェイスブックやツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワークサービス）を活用して、情報提供の迅速化を図ります。

③既存の媒体の活用

防災行政無線やケーブルテレビ、すぐメールなど、それぞれの媒体の特色を生かして、町民への情報提供を充実します。

④町民に開かれた議会

議会での一般質問の模様をケーブルテレビで発信し「開かれた議会」に努めます。

(2) 広聴活動の充実

①町民の声の把握

「町長への手紙」や「パブリックコメント」をはじめとした広聴機会の拡充と共に、町ホームページの活用や意識調査などの実施により、町民の声が町行政へ届きやすくします。

②町民への説明責任の遂行

町民への説明責任を果たすために、町民からの要望に応じてテーマ別の懇談会や説明会を開催します。

③意見交換会の実施

議会と町民の代表者及び町内各種団体との意見交換会を積極的に開催し、町民の要望を直接聞く機会を設けます。

第4節 人権・男女共同・多文化共生

施策が目指す将来の川辺町

- だれもが、平等で人権が尊重された明るく住みよいまちづくりが進んでいます。
- 家庭、地域、職場において、ワークライフバランスをとりながら、みんなが生き生きと生活しています。

現状と課題

- 性別や年齢、国籍などにかかわらず、すべての人々の人権が尊重されることは、明るい地域社会を築く上で重要です。
- 川辺町人権施策推進指針（令和元年度からの5年間）を策定し、人権施策の方向性を示しました。
- 本町では、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権擁護委員による相談会、講演会、研修などの開催のほか、パンフレットの配布など、多様な方法で啓発を行っています。
- 本町においては深刻な人権問題や相談は多くはありませんが、近年では、いじめや虐待、暴力、高齢者、障がい者の人権侵害、インターネットでの個人の中傷、あるいは、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な人権侵害が社会問題となっています。このため、これらの問題の防止と問題が発生した際の的確な対応が必要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において参画することが求められています。
- 国の男女共同参画社会基本法等に基づく取り組みを多様な主体が進めていますが、性別に対する固定観念や慣習などは人々の意識の中に残っています。このため、男女がそれぞれの能力を十分に発揮でき、自らの意思によって職業や生き方を選択し、共に社会を築くことができるように、家庭、地域、事業所などにおいて意識啓発と行動を進めることが課題です。
- 本町に在住している外国人は195人（平成31年4月1日現在）です。外国人の定住者も増加傾向にあり、地域住民との相互理解が課題です。
- 地域生活において、生活習慣や文化、価値観の違いからトラブルが生じないように、お互いの人権を尊重することや地域社会を共に築くことが必要です。
- 小・中学校においては英語指導助手を活用してきましたが、これまで以上に子どもや町民の国際感覚を養うために、諸外国の学生等との交流機会を増やしていく必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
各種委員の女性の割合(%) * 町が主催する主要な審議会、委員会	18.0%	22.0%	25.0%
男女が尊重し合うように心がけている人の割合(%) * 住民意識調査	41.3%	40.5%	50.0%

主要施策

(1) DVや児童虐待の防止

①DVや児童虐待の防止

子育て世代包括支援センターの体制を整え、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の早期発見に努め、各関係機関と連携して支援を行います。

(2) ワークライフバランスの促進

①家庭、地域、職場におけるワークライフバランスの促進

女性の社会参画のために活動する団体を育成・支援していくと共に、女性が働きやすい環境づくりや、家庭における育児・介護等への社会的支援・地域における支援、育児休業などに対する社会的理解を高めるなど、ワークライフバランスの推進を事業所や家庭に促します。

関連施策

(1) 人権の尊重

①人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するため、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて教育・啓発を行います。

②相談体制の充実強化

住民が人権に関する問題に直面した時に、助言や支援を行い早期に問題が解決することができるように相談機能を充実します。また、問題に応じて関係機関や各種団体と連携して対応することができるように相談受入れと対応のためのネットワークを充実します。

(2) 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画の推進

次回の川辺町男女共同参画の改訂に向けて、女性の活躍推進法との関連性も考え、より明確化した計画になるよう検討していきます。また、男女共同参画社会の実現を目指すために、行政の率先行動として、行政の各種委員会や審議会等の女性の登用を拡大します。

②男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する学習機会や情報の提供、相談窓口の充実を進めると共に、家庭、学校、地域における、幅広い年齢層における男女平等意識の啓発を強化します。

③女性の活躍を推進

女性の職業生活における活躍を推進し、多様な人材が活躍できる環境を構築します。

(3) 多文化共生の推進

①外国人の啓発

外国人に生活情報をわかりやすく伝えることに努めるほか、関係機関と連携して、外国人の相談機能を充実します。外国人に対して日本の生活習慣や文化の理解、日本語習得を促します。

②外国人と共生するまちづくり

日本人と外国人とがお互いの人権を尊重し、異文化への理解を深められるような交流を促します。また、町民、団体、事業所等によるスポーツ、文化などを通じた国際交流活動を促します。

③外国人の子どもの教育支援

学校教育における外国人児童生徒や帰国児童生徒に対し、県教育委員会と連携を図りながら、必要に応じ通訳や加配教員を配置します。

④国際理解教育の推進

学校教育において、外国人による英語指導助手などの活用を図り国際化教育を推進します。

◆関連する計画

●川辺町人権施策推進指針

第5節 行政運営

施策が目指す将来の川辺町

- 町民に必要な各種の行政サービスが、より分かりやすく便利に利用されています。
- 行政改革や協働のまちづくりなどが進み、町民から行政や職員への信頼性が高まっています。
- 定住自立圏や一部事務組合などの広域行政が進み、質の高い行政サービスを町民が受けています。

現状と課題

- 地方自治体は、自らの判断と責任によって地域にふさわしい公共サービスを提供しなければなりません。地方分権の進展や行財政事情が厳しい時代の今、町民や団体と協働して、お互いがサービスの担い手としての役割を果たすことが求められます。
- 町民への窓口サービスは、各種証明書の広域相互交付を可茂地域内で実施し、また、毎週水曜日には19時までの延長業務を行っています。近年、各地の自治体では、住民がより便利にサービスの提供が受けられるよう様々な取り組みが行われています。
- 人口減少及び少子化・高齢化などの進行に対応するために、本町では簡素で効率的な行政システムを目指して行政改革を進めてきました。また、新たな行政課題や多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、窓口業務に専従する非常勤職員の配置や組織再編による住民サービスの向上を図りました。今後も住民サービスの向上と職員数とのバランスをとりながら時代に合わせ、柔軟に充実する必要があります。
- 令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に向け、臨時・非常勤職員の処遇見直しと体制整備が必要となります。
- 働き方改革法施行による残業時間の上限規制など、法改正に対応した労務管理が課題です。
- 行政運営は、説明責任を一層果たすと共にコンプライアンスを確立することと、積極的な行政情報の提供により、町民と行政が協働してまちづくりを進めることが課題です。
- 美濃加茂市を中心市とする定住自立圏構想「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に本町も参加し、多様な行政サービスを共同で取り組み成果を上げてきています。
- 一部事務組合については、可茂地域において衛生施設利用組合や消防事務組合などを設置して事務の共同処理を行っています。また、後期高齢者医療に対応するために、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が共同して保険業務を行っています。
- 限られた財源と職員数の中で、町単独での対応が困難な場合は、圏域全体で必要な生活機能を確保する視点に立ち、広域行政の充実や、近隣市町村と役割を分担・協力しながら連携を図り、効率の良い行政サービスを継続することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
研修参加比率(%)	56.0%	44.0%	65.0%
情報公開・住民に開かれた行政への取り組みについての満足度(%) *住民意識調査	42.7%	47.8%	55.0%
住み続ける人の割合(%) *住民意識調査(ずっと住み続ける・できれば住み続けたい)	81.3%	82.2%	85.0%

主要施策

(1) 行政改革の推進

①行政改革の推進

行政改革大綱の推進と見直しを図り、より簡素で効率的な行政システムの確立を目指します。

(2) 定住自立圏構想の推進

①みのかも定住自立圏共生ビジョンの推進

「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、川辺町を含めた周辺町村や民間企業と連携し地域の活性化を図ることで、人口定住を促進します。

関連施策

(1) 時代に即した行政運営

①計画的・効率的な行政運営の推進

分権型社会の実現を目指し、増大する行政ニーズに対して柔軟かつ計画的に行政運営を行います。また、効率的な行政運営のため、指定管理者制度など民間活力の活用を図ります。

②町民のニーズに対応したまちづくりの推進

自治会や町民のグループなど、地域住民との協働により、行政と地域、地域と地域が互いに協力して、より町民ニーズに対応したまちづくりを進めます。

(2) 組織と職員配置の適正化

①組織・機構の適正化

新たな行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、時代に即した組織編成を図ります。また、働き方改革に対応できる組織づくりを進めます。定員管理については、時代に即した組織体制となるように定員適正化計画等を見直し、適正に進めます。

②人事管理の適正化と人材育成

人材育成基本方針等に基づき、効果的な研修への積極的な参加を促し、高い倫理感と能力を持った職員を育成します。また、職員の能力等を適正に評価し、人事や給与等の処遇に結び付けて職員のやる気を引き出し、質の高い行政サービスを提供します。

③庁内コンプライアンス体制の確立

職員が適正に職務を遂行するため、職員倫理とコンプライアンスの徹底を全庁的に進め、違法・不当な職務執行を早期に発見して是正できる体制を充実します。また、職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当要求行為等には厳正な態度で組織的に対処します。

(3) 開かれた町政の推進

①町民との情報の共有

情報公開制度の適切な運用に努めると共に、町広報誌やホームページ、すぐメールなどを通じ、行政情報を積極的に提供します。

②個人情報の保護

町民の個人情報の取り扱いを適正に行うと共に、個人情報保護条例に基づき、適正に個人情報を保護します。

(4) 広域行政の推進

①事務の広域化の推進

市町村の境界を越えた新たな行政課題が発生した時は、事務・事業の広域化について近隣市町と共に検討を進めます。

◆関連する計画

- 川辺町職員研修実施計画
- みのかも定住自立圏第3次共生ビジョン（R2～6）

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮らせるまちづくり	第2章
みんなで学び合えるまちづくり	第3章
快適に暮らすことが出来るまちづくり	第4章
新たな活力をおこすまちづくり	第5章
共に考え行動するまちづくり	第6章
資料編	第4編

第6節 財政運営

施策が目指す将来の川辺町

- 中・長期的な財政見通しのもとに、優先度、緊急性に基づいた事業が安定的な財源により計画的・効率的に実施され町民の信頼性が高まっています。

現状と課題

- 社会保障のニーズの増加や老朽化する公共施設の維持管理等により行政需要はますます高まることが見込まれ、また、不安定な経済情勢や地方財政制度の改革などに伴い、町の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。
- これまでも行政改革を推進し、健全財政の維持に努めてきましたが、限られた財源を効果的に活用していくために、経常経費の節減と共に財源の有効な配分が必要です。
- 国・県等の補助金、地方交付税等の依存財源にあっては、その動向に注視しながら積極的な確保に努めなくてはなりません。また、町税は一層の納税意識の高揚と収納率（99.1%。平成29年度平均（国保除く））の向上を進めることと、各種の料金については受益者負担の適正化の観点から常に見直しを図っていくことが必要です。
- 今後も大幅な税収増は期待できない中で、将来に向かって健全財政を維持していくためには、中・長期的な財政見通しに立って計画的な財政運営に努める必要があります。
- 財政事情について町民の理解を深めながら、財源の有効活用を一層進めることや、既存の公共施設については、「川辺町公共施設等総合管理計画」をもとに具体的なアセットマネジメントに取り組みつつ、今後整備する施設についてはライフサイクルコストを試算するなど、将来負担も検討することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2017年 (平成29年度)	2024年 (令和6年度)
※実質公債費比率（%）	10.8%	10.7%	10.2%
※将来負担比率（%）	—	—	—
町税等の収納率（%） 現年課税分	99.2%	99.1%	99.3%

主要施策

（1）財源確保の強化

①自主財源の確保

人口の減少が避けられない中、自主財源の確保のために、企業誘致などの産業活性化や転

出の抑制、出生率の向上、ふるさと納税の推進を図ります。

(2) 納税意識の高揚

①租税教室や広報誌の活用

町内小中学生を対象に実施している租税教室や、広報誌、ホームページ等の媒体を活用して、納税意識の高揚を図ります。

(3) 社会基盤の有効活用

①ストックの有効活用と総合的マネジメント

今後の公共施設のあり方や管理に関する基本方針を定めた「川辺町公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）のもと、公共施設の適正配置を進めるとともに、効率的な管理・対策により将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

関連施策

(1) 財源の有効活用

①財源の重点配分

経常経費の節減、合理化など施策のスクラップアンドビルドを進め、財源を新規事業に充てるなど、重点的な財源配分に努めます。

②財源の有効活用

経常経費の削減を進めると共に、民間活力の導入など、コスト意識を徹底した財政運営を強化します。

(2) 財源の安定確保

①効果的な財源確保

国・県等の補助金、地方交付税等はその動向を注視しながら、積極的な確保に努めます。また、町債については、償還費に対する国の財源措置や現在の低金利環境を考慮し、将来の財政負担を予測しながら活用を図ります。

②税等の確保

町税については、適正かつ公平な賦課徴収に努めると共に、一層の納税意識の高揚と収納率の向上に取り組みます。また、使用料、手数料などの各種の料金については、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを図ります。

(3) 計画的な財政運営

①健全財政の維持

将来に向かって健全財政を維持していくために、中・長期的な財政見通しを策定し、事業の優先度、緊急性を考慮しながら健全財政の維持に努めます。大規模事業等については、特定目的基金を設置（小学校建設基金：平成29年度設置）するなど、計画的な財源確保を図ります。

(4) 透明性の確保

①財政状況の分析と公開

一般会計と特別会計等を含めた連結決算やバランスシートの作成など、財政健全化法に基づく財政指標、新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成及び固定資産台帳の整備（平成28年度から）により、財政状況の把握に努めます。また、町の財政状況については、町広報誌やホームページを通じて町民に分かりやすく公開します。

◆関連する計画

●川辺町公共施設等総合管理計画

※：実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

※：将来負担比率

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

第4編 資料編

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合う まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第5次総合計画後期基本計画策定にかかる 住民意識調査について

■住民意識調査

1. 調査の目的

第5次総合計画後期基本計画の策定に際して、18歳以上の住民を対象として、川辺町の生活環境や施策の評価、地域における生活意識、川辺町の将来方向についての意見を得ます。

これにより、後期基本計画で目指すまちづくりの方向性や、重点とすべき施策の方向や前期の期間中に策定した総合戦略に示した取組みなどを検討するための基礎資料とします。

2. 調査方法と回収結果

(1) 調査対象

18歳以上の住民から1,000人を無作為抽出しました。

(2) 調査期間・方法

平成30年8月を調査期間として、郵送配布・郵送回収方式で実施しました。

(3) 回収結果

有効配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,000人	530	529	52.9%

3. 調査結果

別冊「川辺町第5次総合計画後期基本計画策定のための住民意識調査報告書」（平成30年12月）

■中学生意識調査

1. 調査の目的

第5次総合計画後期基本計画の策定に際して、次代を担う中学生を対象として、川辺町についての評価や、中学生の生活意識を把握するとともに、川辺町の将来方向についての意見を得ます。

これにより、後期基本計画で目指すまちづくりの方向性や、若者の定住を図る魅力があるまちづくりのための施策を検討するための参考材料とします。

2. 調査方法と回収結果

(1) 調査対象

川辺中学校の生徒全員を対象としました。

(2) 調査期間・方法

平成 30 年 7 月に中学校を通じて、調査票の配布・生徒への記入・回収を行いました。

(3) 回収結果

有効配布数※	有効回答数	有効回答率
259 人	252 人	97.3%

※川辺中学校の生徒数

3. 調査結果

別冊「まちづくりについての意識調査【中学校】報告書」（平成 30 年 12 月）

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ てまちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

川辺町第5次総合計画後期基本計画 策定経過

- 平成30年 7月 ○中生意識調査を実施
・川辺中学校の全校生徒259人を対象
・有効回答数252人(有効回答率97.3%)
- 8月 ○住民意識調査を実施
・町内在住18歳以上の住民1,000人(無作為抽出)を対象
・有効回答数529人(有効回答率52.9%)
- 11月 ○前期基本計画の進捗状況調査
～ 2月 ・評価シートを作成して進捗状況と成果を内部検証
- 平成31年 2月 13日 ◆第1回総合計画審議会 開催
・委員の委嘱、会長・副会長の選出
・後期基本計画について町長から審議会に対して諮問
・策定方針、背景について説明
・住民意識調査・中生意識調査結果の確認
- 3月 26日 ◆第2回審議会 開催
・前期基本計画の評価検証
・後期基本計画の骨子案について説明、協議
- 3月 ○後期基本計画素案の作成
～ 5月 ・後期基本計画案の策定
・計画案について各課へのヒアリングを実施
- 令和元年 5月 24日 ◆第3回審議会 開催
・後期基本計画《分野別計画》(案)の検討
・後期基本計画《重点プログラム》(案)の検討
- 7月 2日 ◆第4回審議会 開催
・後期基本計画(案)について協議(まとめ)
・後期基本計画(案)に対する審議結果を町長に答申
- 7月 19日 ～ 8月 19日 ▼パブリックコメントの実施
・後期基本計画(案)についての意見募集
- 8月 29日 ▼パブリックコメントの結果と対応(町の考え方)を公表
- 8月 30日 ●後期基本計画の策定

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

川 企 第 8 9 号
平成31年2月13日

川辺町総合計画審議会
会 長 加 藤 賢 様

川辺町長 佐 藤 光 宏

川辺町第5次総合計画後期基本計画について（諮問）

川辺町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、川辺町第5次総合計画
後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和元年 7 月 2 日

川辺町長 佐藤 光宏 様

川辺町総合計画審議会
会長 加藤 賢

川辺町第 5 次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成 31 年 2 月 13 日付け川企第 89 号で諮問のあった川辺町第 5 次総合計画後期基本計画（案）については、本審議会において慎重に審議した結果、原案を適当と認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては行財政改革に努めるとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応され、将来像である「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向けて、住民の理解と協力を得ながら、最大限の努力をされることを希望します。

川辺町第5次総合計画審議会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	委員区分	所属団体名等
会 長	加 藤 賢	2号委員 (公共的団体の役員・職員)	川辺町社会福祉協議会
副会長	小 栗 宗 治	4号委員 (学識経験者)	農業有識者 (JAめぐみの)
委 員	桜 井 真 茂	1号委員 (町議会の議員)	川辺町議会
委 員	櫻 井 芳 男		川辺町議会
委 員	加 藤 孝 明	2号委員 (公共的団体の役員・職員)	川辺町商工会
委 員	水 野 隆 文		川辺町文化協会
委 員	長 谷 川 実		川辺町体育協会
委 員	柳 川 桂 一		区長会
委 員	小 栗 知 恵 子	3号委員 (住民団体の代表者)	川辺町女性の会
委 員	日 比 野 隆 美		川辺町連合福寿会
委 員	渡 邊 剛		川辺西小学校PTA
委 員	佐 伯 百 合		川辺中学校PTA
委 員	竹 村 和 彦	4号委員 (学識経験者)	消防・防災有識者 (可茂消防事務組合川辺出張所)
委 員	坂 元 鉄 也		医療・福祉有識者 (慈恵会)
委 員	荒 井 康 宏		経済有識者 (大垣共立銀行)

策定の背景
第1編

基本構想
第2編

後期基本計画
重点プログラム
第3編

後期基本計画
分野別計画
第3編

美しくやすらぎの
あるまちづくり
第1章

誰もが安心して暮ら
せるまちづくり
第2章

みんなで学び合っ
まちづくり
第3章

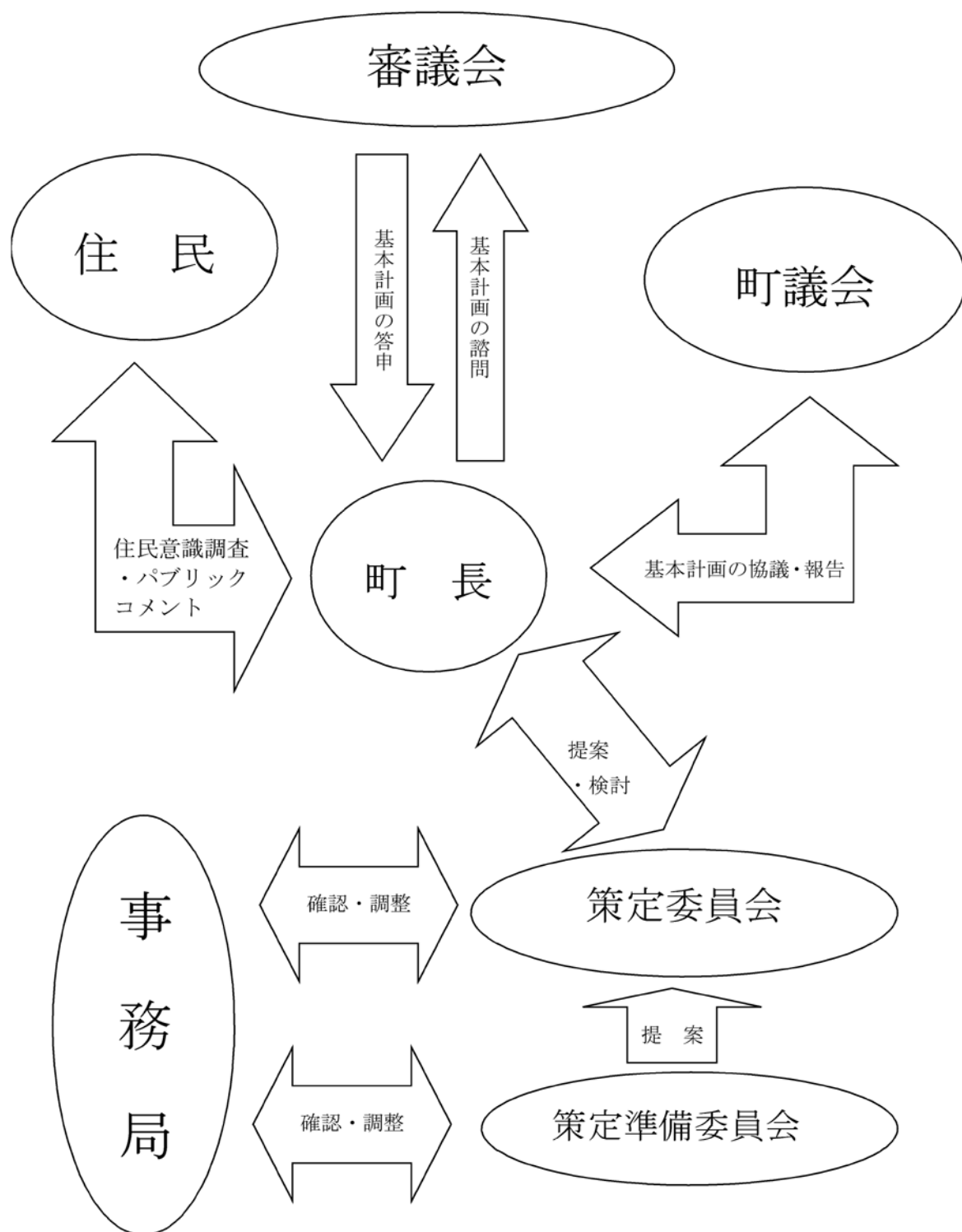
快適に暮らすことが
できるまちづくり
第4章

新たな活力をおこす
まちづくり
第5章

共に考え行動する
まちづくり
第6章

資料編
第4編

【計画策定体制】～後期基本計画～





川辺町 第5次総合計画 後期基本計画

2020年(令和2年)3月発行

発行／川辺町 企画課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

URL <http://www.kawabe-gifu.jp/>